

## 第7 災害対応車両登録制度に関する事項

### 1 登録制度創設の背景

令和6年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が、温かい食事や快適なトイレの提供等を通じた避難生活環境の改善、被災者に対する良好な居住環境の提供、他の自治体からの応援職員に対する宿泊場所の提供等の観点で有効に活用された。

一方、これらの災害対応車両について、その所在情報等を行政側で十分に把握できていなかったため、その活用には、関係事業者に、被災した都道府県や市区町村（以下「被災自治体」と総称する。）への提供可否等を都度確認せざるを得ない、といったことがあった。

このため、内閣府では、今後発生する災害時における、より円滑な被災者支援等の実現に向け、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）等を踏まえ、災害対応車両等を平時から登録し、その内容をデータベース化しておくなど、被災自治体のニーズに応じて、迅速に提供するための仕組みを構築することとした。

なお、本登録制度は、災害対応車両の所有者等の任意の協力を得ることを前提に設計しており、発災時に被災自治体へ災害対応車両の提供を義務付ける等の規制を課す趣旨ではない。このため、制度の骨格は告示（災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第92号）。以下「登録規程」という。）で規定しつつ、詳細は本事務取扱要領で補足することとした。

○令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書） 令和6年11月  
（中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）

#### II. 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

##### 2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

###### 2-(4). 災害対応業務に関する装備品、環境の充実<P69>

特に、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべきである。

##### 3. 被災者支援

###### 3-(6). 専門性を有する NPO や民間企業等との連携による一体的支援<P105>

移動型車両・コンテナ等が被災地における迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みや、自治体間で連携して相互に派遣し合う仕組みづくりなど、全国どこの避難所でも活用できるようにするための方法について検討し、自治体や関係業界との間で整理する必要がある。

(参考) [https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku\\_wg\\_02/pdf/hokoku.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/pdf/hokoku.pdf)

## 2 登録制度の趣旨・目的【登録規程第1条関係】

本登録制度は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応車両の活用をもって、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全及び住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図ることを目的としている（登録規程第1条）。

具体的には、災害対応車両等（災害対応車両及び災害対応車両調整法人をいう。以下同じ。）を平時から登録し、その内容をデータベース化しておき、発災後、速やかに、被災自治体のニーズに応じて災害対応車両を提供し、迅速な被災者支援等を実現できるよう、必要な準備をしておくものである。

また、災害対応車両の提供を受けた被災自治体はその所有者等に支払った費用は、災害救助法の定めるところにより国が負担することで、被災自治体の財政負担を軽減するほか、災害対応車両を活用した持続的な支援を可能とするため、災害対応車両の所有者等が適正な対価を受領できるよう、必要な環境整備を図るものである。

## 3 内閣総理大臣による登録の対象【登録規程第2条、第3条関係】

内閣総理大臣による登録の対象は、（1）災害対応車両、又は、（2）災害対応車両調整法人のいずれかである。災害対応車両はその所有者が、災害対応車両調整法人は自らが、それぞれ内閣総理大臣の登録を申請することができる（登録規程第3条第1項及び第2項）。

### （1）災害対応車両の定義

災害対応車両とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全及び住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するために活用される車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。以下同じ。）であって、①避難所、②応急仮設住宅若しくは③便所の用途に供され、又は、④炊き出し、⑤洗濯若しくは⑥入浴サービスを提供する用途に供されるものをいう（登録規程第2条第1項）。

自走する形態のもののほか、運搬又は牽引される形態のもの（コンテナ型やトレーラー型）も対象となり、具体的には、上記6類型に該当するトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、トイレカー（トイレコンテナ、トイレトレーラー）、キッチンカー（キッチンコンテナ、キッチントレーラー）、ランドリーカー（ランドリーコンテナ、ランドリートレーラー）、シャワーカー（シャワーコンテナ、シャワートレーラー）等が対象となる（上記6類型外の医療コンテナやモバイルファーマシーは、災害対応車両には該当しない）。

なお、これらはいくまで例示であり、発災時に、先述の6つの用途に供され得るものとして、登録基準（6.にて詳述）に適合するものは、広く対象となり得る。

### （2）災害対応車両調整法人の定義

災害対応車両調整法人とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対応車両の配車調整等を行う法人をいう（登録規程第2条第3項）。

具体的には、災害対応車両に関連する事業の発達、改善及び調整に関する業務を実施する団体（いわゆる事業者団体）や、出店を希望する事業者と施設側のニーズを仲介する事業を営む企業等が該当し得る。

## 4 災害対応車両等に係るデータベース化【登録規程第5条、第8条関係】

### (1) 災害対応車両検索システム (D-TRACE) の構築

本登録制度は、災害対応車両等を平時から登録し、その内容をデータベース化しておき、発災後、速やかに、被災自治体のニーズに応じて災害対応車両を提供し、迅速な被災者支援等を実現することを目的としている。

このため、災害対応車両等に関する登録情報は、統一的な考え方にに基づき、関係者の閲覧に供する必要があるため、内閣府は、内閣総理大臣の登録に係る申請機能、登録車両等に係る検索機能(データベース機能)を搭載したウェブサイト「災害対応車両検索システム (D-TRACE (※))」を構築した。

(※) Disaster Trailers-containers-vehicles Registration and Coordination Engine の略 URL : <https://d-trace.go.jp> 、 <https://pr.d-trace.go.jp>

### (2) 災害対応車両登録簿 (データベース) の内容

内閣総理大臣は、災害対応車両又は災害対応車両調整法人に係る登録の申請があったときは、その内容が登録拒否事由 (7. にて詳述) に該当しない限り、災害対応車両の所有者に関する情報及び災害対応車両に関する情報、又は、災害対応車両調整法人に関する事項を、それぞれ災害対応車両登録簿 (以下「データベース」という。) に登録する。この災害対応車両登録簿は、災害対応車両検索システム (D-TRACE) の一部を構成するものとして、電磁的記録の作成をもって行う (登録規程第5条第2項)。

データベースへの記載事項は、具体的には、

- ・ 災害対応車両の所有者に関する情報として、商号、名称又は氏名及び住所並びに連絡先、営業所又は事務所の名称及び所在地等を、
- ・ 災害対応車両に関する情報として、種別、製造年月、規格、災害発生時に供される見込みの用途等を、
- ・ 災害対応車両調整法人に関する事項として、商号又は名称及び住所並びに連絡先、役員の名、設立目的及び業務内容等を、

となる (登録規程第5条第1項)。

### (3) 災害対応車両登録簿 (データベース) の閲覧権限

#### ① 地方自治体

本登録制度は、災害対応車両等について、平時から登録し、その内容をデータベース化しておき、発災後、速やかに、被災自治体のニーズに応じて災害対応車両を提供し、迅速な被災者支援等を実現することを目的としている。

このため、データベースに記載された災害対応車両等の登録情報は、平時・発災後問わず、まずは、ユーザーとなる地方自治体の閲覧に供することとする。災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助実施主体は都道府県知事又は救助実施市長となるが、発災直後は、都道府県又は救助実施市ともに、様々な業務に忙殺されるおそれがあるため、救助実施主体以外の地方自治体 (例：災害救助法が適用された市区町村等) も、データベースを閲覧し、必要となる災害対応車両の提供を、自らが直接要請できることとした (このため、都道府県及び救助実施市は、平時から、管内市区町村との間で、災害対応車両の提供等に係る手続の詳細を調整するなど、必要な準備をしておく必要がある)。

## ②登録者（災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人）

登録を受けた災害対応車両の所有者、又は、災害対応車両調整法人は、登録を受けた事項について変更等が生じた場合には、自らデータベース上で必要な更新作業をする必要があることから、平時・発災後問わず、自己の登録情報に限り、閲覧に供することとする。

## ③その他（関係省庁等）

関係省庁は、平時において、公共目的で災害対応車両を活用することが想定され得るため、平時は閲覧に供するが、発災後は、地方自治体による円滑な被災者支援等の実現を目的とする本制度の趣旨に鑑み、一旦、閲覧を制限することとする（閲覧制限を解除するか否かについては、個別の事情等に照らし、総合的に判断する。）。

また、発災時に、これらの他以外の者の閲覧に供するか否かは、発災後の状況や、被災者支援等のより円滑な実施の必要性等を総合的に勘案のうえ、個別に判断する。

なお、災害対応車両等の登録情報は、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開しないこととする。

## ④閲覧制限の担保手法

上記の運用を担保するため、データベースの閲覧権限を有する者には、内閣府より、別途、IDを付与し、ID取得者は各自でPWを設定することとしている。

以上を整理すると、主体別／時点別のデータベースの閲覧権限は、下表のとおりとなる。

主体別／時点別 データベースの閲覧権限整理表（登録規程第8条関係）

	主体	平時	発災後
地方自治体	災害救助法上の救助実施主体 (都道府県又は救助実施市)	○	○
	上記以外の地方自治体 (災害救助法の適用市区町村等)	○	○
登録者	災害対応車両の所有者	○ (※1)	○ (※1)
	災害対応車両調整法人	○ (※1)	○ (※1)
その他	関係省庁	○	× (※2)
	上記以外(国民一般)	×	×
	内閣府防災(管理者)	○	○

(※1) 自己の登録情報に限る

(※2) 地方自治体による円滑な被災者支援等の実現を優先するため、一旦、閲覧不可とする（閲覧制限を解除するか否かは、個別の事情等に照らし、総合的に判断）

## 5 登録申請手続【登録規程第3条、第4条、第5条関係】

### (1) 災害対応車両に係る登録を受ける場合

#### ① 登録申請者

災害対応車両に係る登録は、災害対応車両の所有者からの申請に基づき行う（登録規程第3条第1項、第4条第1項）。

#### ② 申請手続

災害対応車両に係る登録申請は、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の登録申請ページから行うことが可能である。

なお、災害対応車両検索システム（D-TRACE）にアクセスできない場合などは、紙面による登録申請も可能である。

#### ③ 申請に当たっての条件

災害対応車両に係る登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件に申請する（登録規程第4条第3項）。

具体的には、登録申請時（D-TRACE 上で申請する場合、書面で申請する場合の双方を含む。以下同じ。）に、登録規程第4条第3項に規定する条件について、「承諾する」にチェックが入っていることをもって、その意思を確認する。

#### ④ 申請事項

災害対応車両に係る登録を受ける場合には、災害対応車両の所有者に関する事項及び災害対応車両に関する事項を申請する（登録規程第4条第1項）。

具体的な申請事項は、次のとおりである。

#### (ア) 災害対応車両の所有者に関する情報（登録規程第4条第1項第1号）

- イ 商号、名称又は氏名及び住所並びに連絡先
- ロ 法人である場合においては、その役員の氏名
- ハ 地方公共団体である場合においては、地方公共団体の長の氏名及び担当部局名並びに連絡先
- ニ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- ホ 営業所又は事務所の名称及び所在地
- ヘ 災害対応車両の所有者が、その所有する災害対応車両に関連する事業の発達、改善及び調整に関する業務を実施する団体に加入している場合にあつては、その加入している団体の名称

#### (イ) 災害対応車両に関する情報（登録規程第4条第1項第2号）

- イ 種別（例：キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等）
- ロ 製造年月（車検制度の対象となるものは車検証記載の初度登録年月、その他は製造年月）
- ハ 規格（例：長さ、幅、高さ、重量等）
- ニ 平時における設置場所及び用途
- ホ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に供される見込みの用途（例：避難所、

応急仮設住宅、便所等)

- へ 過去の災害時における活動実績の有無及びその内容
- ト 災害対応車両の提供に係る対価（レンタル価格、リース価格等）
- チ 登録基準を上回る基準に適合する場合はその旨
- リ その他内閣総理大臣が別に定める事項

#### ⑤ 添付書類

災害対応車両に係る登録を申請する際は、次に掲げる書類を添付する（登録規程第4条第5項、第7項）。＜添付書類1＞及び＜添付書類2＞は必須、＜添付書類3＞は発災時に供される見込みの用途等に応じて、添付する必要がある。添付に際しては、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上でアップロードすることが可能である。

なお、災害対応車両検索システム（D-TRACE）にアクセスできない場合などは、紙面で提出することも可能である。

##### ＜添付書類1＞

- ・ 申請者が欠格事由に該当しないことを誓約する書面

##### ＜添付書類2＞

- ・ 災害対応車両に係る設計図書（仕様書、平面図、立面図等）その他これらに準ずる書面
- ・ 災害対応車両に係る竣工図書（仕様書、平面図、立面図等）その他これらに準ずる書面
- ・ 災害対応車両の写真（外装、内装、車体の型式番号等）

##### ＜添付書類3＞

- ・ 自動車検査証の写し（自動車検査登録制度の対象となる災害対応車両に限る）
- ・ 断熱計算書、積雪耐荷重計算書など（「応急仮設住宅」として活用される災害対応車両の場合）
- ・ 「快適トイレ」標準仕様を満たしている旨を証する認定書など（「便所」として活用される災害対応車両の場合）
- ・ 営業許可証、生産物賠償責任保険（PL保険）の保険証書など（「炊き出し」サービスを提供する災害対応車両の場合）
- ・ その他、内閣総理大臣が必要と認める書類（必要に応じて提出を求めるもの）

#### ⑥ 登録通知書

内閣総理大臣は、災害対応車両に係る登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知する（登録規程第5条第4項）。

#### ⑦ 登録の有効期限

登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う（登録規程第3条第3項）。

### (2) 災害対応車両調整法人に係る登録を受ける場合

#### ① 登録申請者

災害対応車両調整法人に係る登録は、災害対応車両調整法人からの申請に基づき行う（登録規程第3条第2項、第4条第2項）。

#### ② 申請手続

災害対応車両調整法人に係る登録申請は、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の登録申請ページから行うことが可能である。

なお、災害対応車両検索システム（D-TRACE）にアクセスできない場合などは、紙面による登録申請も可能である。

### ③ 申請に当たっての条件

災害対応車両調整法人に係る登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両（登録基準（6. にて詳述）に適合するものに限る。）を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うことを条件に申請する（登録規程第4条第4項）。

具体的には、登録申請時に、登録規程第4条第4項に規定する条件について、「承諾する」にチェックが入っていることをもって、その意思を確認する。

### ④ 申請事項

災害対応車両調整法人に係る登録を受ける場合には、次に掲げる事項を申請する（登録規程第4条第2項）。

イ 商号又は名称及び住所並びに連絡先

ロ 役員の氏名

ハ 設立目的及び業務内容

ニ 会員数

ホ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

ヘ 営業所又は事務所の名称及び所在地

ト その他内閣総理大臣が別に定める事項

### ⑤ 添付書類

災害対応車両調整法人に係る登録を申請する際は、次に掲げる書類を添付する（登録規程第4条第5項、第7項）。添付に際しては、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上でアップロードすることが可能である。

なお、災害対応車両検索システム（D-TRACE）にアクセスできない場合などは、紙面で提出することも可能である。

#### <添付書類1>

- ・ 申請者が欠格事由に該当しないことを誓約する書面

#### <添付書類2>

- ・ 定款その他活動内容が分かる資料

#### <添付書類3>

- ・ その他、内閣総理大臣が必要と認める書類（必要に応じて提出を求めるもの）

### ⑥ 登録通知書

内閣総理大臣は、災害対応車両調整法人に係る登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知する（登録規程第5条第4項）。

### ⑦ 登録の有効期限

登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う（登録規程第3条第3項）。

## 6 災害対応車両の登録基準【登録規程第6条関係】

災害対応車両が、被災地においてその期待される機能が適切に発揮されるよう、あらかじめ、災害対応車両に係る登録基準を定め、内閣総理大臣による登録の際には、当該基準に適合するかどうかを審査し、当該基準に適合するものに限り登録することとしている（このため、登録基準に適合しないものは、登録されないことに留意されたい（登録規程第6条第2項））。

一方、登録基準の内容を厳格過ぎるものとするれば、登録を受ける災害対応車両が少なくなり、迅速な被災地支援に支障をきたすおそれがあることから、関係団体等と調整のうえ、現在、市場に存在する災害対応車両の多くが満たしていると考えられる性能を軸に、登録基準を策定することとした（令和6年能登半島地震において、実際に被災地支援に入った災害対応車両は、登録を受けられる水準となるよう調整した。）。

災害対応車両に求められる機能は、その用途（避難所、応急仮設住宅、便所、炊き出し、洗濯、入浴）によって異なり得ることから、登録基準は、災害時に活用が見込まれる用途ごとに策定している。実務的には、登録の際に、災害対応車両の所有者から「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に供される見込みの用途」について申請を求め、当該用途に対応する登録基準に適合するかどうかを審査する（登録規程第4条第1項第2号ホ）。

なお、登録基準を満たしたうえで、更にそれを上回る仕様を満たした車両の方が、被災者等にとっては利便性が高いと考えられる。このため、登録基準を上回る仕様を満たす車両である場合には、登録申請時にその旨の自己申告を求めることとし（登録規程第4条第1項第1号チ）、データベースには、登録基準を上回る仕様を満たす車両であるかを含め、当該車両のスペックの詳細が表記されることとなる（被災自治体は、登録基準を上回る仕様を満たす車両であるかを含め、車両の詳細な仕様を比較衡量して、災害対応車両の提供を要請できる。）。

なお、登録基準は、今後の情勢に応じて柔軟に見直しできるように、登録規程からの委任により本事務取扱要領で規定することとし、改廃時の機動性を確保する。このため、次に示す登録基準が、登録規程第6条第2項に規定する「第3条第1項の登録を受けようとする災害対応車両が、その機能を適切に発揮することを確保する観点から別に定める基準」となる。

## 「避難所」として活用される災害対応車両に係る登録基準

※ トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、キャンピングトレーラー等が該当

### ①登録基準

- 一定期間避難する場所としての環境が確保されており、宿泊の用途で利用が可能であること。
- 1人当たり1台のベッドが設けられていること。
- 冷暖房設備が設けられていること。
- 湯沸かしのための設備が設けられていること。
- 冷蔵庫が設けられていること。
- 照明が設けられていること
- 換気設備が設けられていること。
- 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること（ただし、災害対応車両の構造上、やむを得ずこれらに適合しない場合は、この限りでない。）

### ②自己申告事項

- 面積（㎡）と利用可能人数（人）
- トイレの有無及び仕様（し尿処理装置の有無並びにし尿処理方法）
- 入浴設備の有無及び仕様（シャワーユニット/ユニットバス/その他）
- キッチン設備の有無
- テレビの有無
- 電子レンジの有無
- ペットの受入れの可否
- 寒冷地対応（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値）
- 車いす対応の可否（室内段差なし、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配1/12以下）の設置が可能である等）
- 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容
- 上記以外の追加申告（自由に記入して差し支えない）

### ③確認手法

申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認

## 「応急仮設住宅」として活用される災害対応車両に係る登録基準

※ トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等が該当

### ①登録基準

- 広さが 20 m<sup>2</sup>以上であること（世帯人数に応じて、より広い面積が必要となる場合もあるが、登録時点では収容人数不明のため、最低限の広さが確保されているかを確認する。）。
- 台所、洗面所、浴室（浴槽及びシャワー設備）、便所及び物干し場（屋内及び屋外を問わない）が設けられていること。
- 浴室、台所、洗面所に給湯設備が設けられているほか、浴室には追い炊き機能及びシャワーフックが設けられていること（ただし、追い炊き機能については、建物の断熱性が高い（UA 値=0.46W/m<sup>2</sup>・K以下）等の場合には、設置を要しない）。
- 台所に IH キッチンヒーター又はガスレンジが設けられているほか、水洗便所に暖房便座が設けられていること。
- 台所、便所、浴室に換気設備が設けられていること。
- テレビ受信用アンテナとエアコン一台が設けられていること。
- 物干金物（屋内及び屋外を問わない）、ポーチが設けられていること。
- 室内に洗濯機置き場が設けられていること。
- 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、玄関、便所、浴室等には手すりが設けられていること。

### ②自己申告事項

- 階数（階）
- 面積（m<sup>2</sup>）と利用可能世帯数（人）
- 雨どいの有無及び取り付け可否
- 積雪寒冷地の積雪耐荷重（cm）
- 断熱数値（UA 値）（W/m<sup>2</sup>・K）
  - ※ 断熱性能等級 4 相当（UA 値=0.46W/m<sup>2</sup>・K以下）の断熱性能が確保されていることが望ましい。
- 温水洗浄便座の有無
- 掃き出し窓の有無
- 濡れ縁の有無
- 車いす対応の可否（室内段差なし、各間口 80 cm 以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配 1/12 以下）の設置が可能である等）
- 上記以外の追加申告（自由に記入して差し支えない）

### ③確認手法

申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認

## 「便所」として活用される災害対応車両に係る登録基準

※ トイレトレーラー・トイレカー・トイレコンテナ等が該当

### ①登録基準

- 便房が2以上設けられていること（ただし、バリアフリートイレの場合はこの限りではない。）。
  - 「快適トイレ」標準仕様の11項目（以下）に適合していること。
    - ① 洋式（洋風）便座
    - ② 水洗及び簡易水洗（し尿処理装置を含む）
    - ③ 臭い逆流防止機能
    - ④ 容易に開かない施錠機能
    - ⑤ 照明設備
    - ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重5kg以上）
    - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示（バリアフリートイレの場合はその旨の表示）
    - ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
    - ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
    - ⑩ 鏡付きの手洗器
    - ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- ※ ただし、⑦、⑧、⑨、⑩（鏡）、⑪は、車両派遣時に適合させる形で差し支えない。
- 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること。

### ②自己申告事項

- 「快適トイレ」推奨仕様の6項目（以下）への適合有無
  - ① 便房内寸法900mm×900mm以上（内法寸法）
  - ② 擬音装置（機能を含む）
  - ③ 着替え台
  - ④ 臭気対策機能の多重化
  - ⑤ 室内温度の調整が可能な設備
  - ⑥ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
- 「快適トイレ」標準仕様⑦、⑧、⑨、⑩（鏡）、⑪に関し、車両派遣時に適合させる意思を有する場合は、その旨及びその対応方法。
- 地面からトイレ室までの高さ
- 個室の数（男女別数）
- 女性専用トイレ以外におけるサニタリーボックス設置の有無
- オストメイト対応の可否
- 小便器及び大便器の台数
- 温水洗浄機能の有無

- 外部電源の必要有無及び必要電気容量
- し尿処装置の有無及びし尿処理方法
- し尿貯留タンク容量（リットル）
- 給水タンク容量（リットル）及び必要洗浄水量（リットル/回）
- 寒冷地対応（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値/暖房便座機能）
- 車いす対応の可否（室内段差なし、各間口 80 cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配 1/12 以下）の設置が可能である等）
- 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容
- 上記以外の追加申告（自由に記入して差し支えない。例：ISO19026 への適合状況、床面から便座までの高さ等）

等

### ③確認手法

申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認

## 「炊き出し」サービスを提供する災害対応車両に係る登録基準

※ キッチンカー、キッチントレーラー、キッチンコンテナ、フードトラック等が該当

### ①登録基準

- 温冷環境に配慮して食事を提供するための環境が整備されていること（季節に適した食事提供ができること）。
- 1以上の都道府県、保健所設置市又は特別区の営業許可を受けていること（災害対応車両と調理をする者が併せて提供される場合に限る。）
- 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。（災害対応車両と調理をする者が併せて提供される場合に限る。）

### ②自己申告事項

- 災害対応車両のみ（調理をする者を除く）を提供することの可否
- 提供可能な食数（合計数）
- 提供可能なメニュー（メニュー全て）
- 車両における食品ストックの可否
- 調理熱源エネルギーの別  
（自動車燃料/LPガスボンベ/発電機/ポータブル電源/太陽光パネル/その他）
- 寒冷地対応（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無）
- 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容
- 上記以外の追加申告（自由に記入して差し支えない。例：積載している調理機器や設備等）

### ③確認手法

申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認

## 「洗濯」サービスを提供する災害対応車両に係る登録基準

※ ランドリーカー・ランドリートレーラー・ランドリーコンテナ等が該当

### ①登録基準

- 洗濯及び乾燥が可能な環境が整備されていること。
- 洗濯及び乾燥機（家庭用含む）が3セット以上設置されていること。
- 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること。

### ②自己申告事項

- 洗濯機の設置台数と容量（台数と kg）
- 乾燥機の設置台数と容量（台数と kg）
- 洗濯物のたたみスペースの有無
- 待合スペースの有無
- 洗剤及び柔軟剤の自動投入機能の有無
- 熱源供給エネルギーの別（発電機/ポータブル電源/LP ガスボンベ/太陽光パネル/その他）
- 乾燥機の熱源（電気/ガス）
- 排水ランドリートラップの有無
- 冷暖房設備の有無
- 監視カメラの有無
- 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値）
- 車いす対応の可否（室内段差なし、各間口 80 cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配 1/12 以下）の設置が可能である等）
- 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容
- 上記以外の追加申告（自由に記入して差し支えない。例：洗剤及び柔軟剤の種類が自然由来のものである旨等）等

### ③確認手法

申請書、図面（設計図書・竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種許可書等で確認

## 「入浴」サービスを提供する災害対応車両に係る登録基準

※ シャワーカー・シャワートレーラー・シャワーコンテナ等が該当

### ①登録基準

- 入浴又はシャワーのための環境が整備されていること。
- 浴槽及びシャワー又はシャワーがそれぞれ2つ以上設けられていること（ただし、水循環システムを活用する場合は、この限りではない。）。
- 脱衣所が設けられていること。
- 給湯設備が設けられていること。
- 暖房設備が設けられていること。
- 照明設備が設けられていること。
- 換気設備が設けられていること。
- 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること。

### ②自己申告事項

- シャワーの設置数（台）
- 浴槽の設置数（台）
- 熱源供給エネルギーの別（発電機/ポータブル電源/LP ガスボンベ/太陽光パネル/その他）
- 冷房設備の有無
- 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値）等
- 車いす対応の可否（室内段差なし、各間口 80 cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配 1/12 以下）の設置が可能である等）
- 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容
- 上記以外の追加申告（自由に記入して差し支えない。例：大浴槽の場合、何名まで入浴可能等）

### ③確認手法

申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認

## 7 登録の拒否【登録規程第6条関係】

### (1) 災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人に共通の登録拒否事由（欠格事由）

災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人について共通する登録拒否事由（欠格事由）を定めており、具体的には、各々の申請主体が、次のいずれかに該当するときは、登録を拒否する（登録規程第6条第1項）。

これらの欠格事由に該当しないことは、誓約書（登録規程第4条第5項、第6項）の提出をもって判断するが、仮に誓約書の内容に虚偽が含まれていた場合には、登録の取消事由となり得ることに留意されたい（登録規程9条第1項、第2項）。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 登録規程第9条第1項（第3号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ④ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（⑦において、これらを総称して「暴力団員等」という。）
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④のいずれかに該当するもの
- ⑥ 法人であって、その役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

### (2) 災害対応車両に係る固有の登録拒否事由

災害対応車両については、(1)に掲げる場合のほか、審査の結果、災害対応車両の登録基準（6.にて詳述）に適合しないと認められるときは、登録を拒否する（登録規程第6条第2項）。

### (3) その他の登録拒否事由

このほか、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が抜けているときは、登録を拒否する（登録規程第6条第3項）。

### (4) 登録拒否時の通知

上記(1)から(3)に掲げる理由により、災害対応車両又は災害対応車両調整法人に係る登録を拒否した場合には、内閣総理大臣は、遅滞なく、その理由を示して、申請者に通知する（登録規程第6条第4項）。

## 8 登録事項に変更等があった場合の手続【登録規程第7条関係】

### (1) 災害対応車両又はその所有者に係る登録事項に変更があった場合の手続

災害対応車両の所有者は、登録済の災害対応車両の所有者に関する事項について変更が生じたときは、その日から14日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出る（登録規程第7条第1項）。内閣総理大臣は、当該届出を受理したときは、当該変更により、災害対応車両の所有者が一定の欠格事由に該当することとなる場合を除き、当該変更事項を登録する（登録規程第7条第2項）。

また、災害対応車両の所有者は、登録済の災害対応車両に関する事項について変更が生じたときは、その日から14日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、自らデータベースを変更（更新）する（登録規程第7条第3項）。

加えて、災害対応車両の所有者は、その所有する災害対応車両について、売却その他の処分を行ったことにより、発災時に、被災自治体に提供することが不可能となった場合には、その日から14日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出る（登録規程第7条第4項）。

これらの手続は、登録申請時と同様、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の登録申請ページから行うことが可能である（災害対応車両検索システム（D-TRACE）にアクセスできない場合などは、紙面による登録申請も可能である。）。

### (2) 災害対応車両調整法人に係る登録事項に変更があった場合の手続

災害対応車両調整法人は、登録済の災害対応車両調整法人に関する事項について変更が生じたときは、その日から14日以内に、内閣総理大臣に届け出るとともに、自らデータベースを変更（更新）する（登録規程第7条第5項）。内閣総理大臣は、当該届出を受理したときは、当該変更により、災害対応車両調整法人が一定の欠格事由に該当することとなる場合を除き、当該変更事項を登録する（登録規程第7条第6項）。

また、災害対応車両調整法人は、解散その他の事由により消滅した場合など、その会員が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行うことが不可能になった場合には、その日から14日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出る（登録規程第7条第7項）。

これらの手続は、登録申請時と同様、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の登録申請ページから行うことが可能である（災害対応車両検索システム（D-TRACE）にアクセスできない場合などは、紙面による登録申請も可能である。）。

### (3) データベースの定期的な確認（毎年4月末日時点／10月末日時点）

上記（1）及び（2）のとおり、登録事項に変更が生じた際は、その都度、データベースを変更（更新）することとなるが、登録事項に変更が生じていない場合であっても、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人は、データベースの記載情報が最新のものであることを定期的に確認し、発災時に、被災自治体が、混乱なく災害対応車両の提供を要請できる環境を平時から整えておく必要がある。

このため、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人は、年2回、具体的には、毎年4月末日及び10月末日時点で、データベースの記載内容を確認する（登録規程第7条第9項）。

災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人が期日までに確認行為を行わない場合は、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人に対し、アラート（注意喚起）を発信する。

## 9 登録の取消し等【登録規程第9条関係】

### (1) 災害対応車両に係る登録取消事由

内閣総理大臣は、次のいずれかに該当するときは、災害対応車両に係る登録を取り消すことができる（登録規程第9条第1項）。

- ① 災害対応車両の所有者が不正の手段により登録を受けたとき
- ② 災害対応車両の所有者が欠格事由に該当することとなったとき
- ③ 災害対応車両が登録基準に適合しないこととなったとき
- ④ 災害対応車両の所有者に、登録規程に違反するなどの不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ その他災害対応車両の所有者の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき

### (2) 災害対応車両調整法人に係る登録取消事由

内閣総理大臣は、次のいずれかに該当するときは、災害対応車両調整法人に係る登録を取り消すことができる（登録規程第9条第2項）。

- ① 災害対応車両調整法人が不正の手段により登録を受けたとき
- ② 災害対応車両調整法人が欠格事由に該当することとなったとき
- ③ 災害対応車両調整法人に、登録規程に違反するなどの不正な行為があったと認められるとき
- ④ その他災害対応車両調整法人の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき

### (3) 登録取消に係る通知

内閣総理大臣は、上記（1）又は（2）により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人に通知する（登録規程第9条第3項）。

## 10 登録の抹消【登録規程第10条関係】

内閣総理大臣は、次のいずれかに該当するときは、災害対応車両又は災害対応車両調整法人に係る登録を抹消する（登録規程第10条）。登録を抹消した際には、その旨を、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人に通知する。

- ① 登録期間（5年）が経過し、更新を受けずに登録がその効力を失ったとき
- ② 災害対応車両について、売却その他の処分を行ったことにより、発災時に、被災自治体に提供することが不可能となったとき
- ③ 災害対応車両調整法人について、解散その他の事由により消滅した場合など、その会員が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行うことが不可能となったとき
- ④ 前述の「9. 登録の取消し等」に該当し、災害対応車両又は災害対応車両調整法人に係る登録が取り消されたとき

## 11 災害対応車両の提供に係る手続【登録規程第 11 条関係】

### (1) 被災自治体による災害対応車両の要請手続

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対応車両の提供を必要とする被災自治体は、データベースを参照し、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人と、災害対応車両の提供の可否、期間、費用その他の必要な事項について個別に調整することを原則とする（登録規程第 11 条第 1 項）。

調整に際しては、被災自治体は、被災地の実情（被災者のニーズ、ライフラインの状況等）等を可能な限り整理し、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人に伝達する。

調整次第、被災自治体は、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人と、災害対応車両の提供に係る契約を締結する。

### (2) 国による広域調整

(1) に記載のとおり、災害対応車両の提供に当たっては、被災自治体が、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人と、個別に調整することを原則としているが、特に、複数の都道府県において広域的に被害が発生しているなどの場合においては、災害対応車両の提供に係る全ての調整手続を被災自治体に委ねると、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人との調整時期の先後関係によっては、真に災害対応車両を必要とする被災自治体において、必要な車両数を確保できないなどの弊害が生ずることも想定される。

こうした場合を念頭に、内閣総理大臣は、地域における被災状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、被災自治体又は災害対応車両の所有者若しくは災害対応車両調整法人に対し、災害対応車両の提供先となる被災自治体を変更することについて、調整を行うよう求めることができることとしている（登録規程第 11 条第 2 項）。

こうした求めを受けた被災自治体又は災害対応車両の所有者若しくは災害対応車両調整法人は、正当な理由がない限り、その求めに応ずるものとしている（登録規程第 11 条第 3 項）。

ここでいう「正当な理由」とは、例えば、

- ・ 他の被災自治体へ災害対応車両を提供するための移動を既に開始している場合
- ・ 他の自治体との間で個別に締結している支援協定に基づき、当該自治体に対し、現に災害対応車両を提供し、支援を実施している場合

など、災害対応車両の提供先を変更することが困難であると判断される場合を想定している。本規定は、地域における被災状況等を国において俯瞰した上での調整措置であり、その趣旨も踏まえ、可能な範囲でご協力をお願いするものである。

### (3) 災害対応車両を提供した際のデータベースの更新

災害対応車両の所有者が、被災自治体の要請に基づき、当該自治体に、その所有する災害対応車両を提供した場合は、仮に、別の自治体から提供要請があつたとしても、原則として対応できない状態となる。

このため、災害対応車両の所有者は、その所有する災害対応車両を被災自治体に提供した場合は、遅滞なく、自らデータベースを更新し、被災自治体に提供中である旨を表示し、後続の被災自治体等に無用な混乱を生じさせないよう留意されたい（登録規程第 11 条第 4 項）。

なお、この手続は、登録申請時と同様、災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の登録申請ページから行うことが可能である（災害対応車両検索システム（D-TRACE）にアクセスできない場合などは、速やかに内閣府宛てに連絡されたい。）。

#### (4) 災害救助法による費用負担

災害対応車両の提供を受けた被災自治体が、災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人に対し支出した費用は、災害救助法の定めるところにより、国が負担する（登録規程第 11 条第 5 項）。具体的には、次に掲げる費用が災害救助費の対象となる。

なお、国による費用負担は、あくまで、災害救助法の定めるところに行うこととなるため、同法の対象外となる経費、例えば、被災者以外の支援者向けに実施された活動に係る経費は、本登録制度を活用することは可能であるが、災害救助法による費用負担の対象外となることについて留意されたい。また、次に掲げる経費を対象に、国が費用を負担する際の上限額等については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関する基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定めるところによる。

<被災自治体が支出する費用のうち、災害救助費の対象となるもの>

- ① 災害対応車両の「賃借」に係る費用（災害対応車両のリース、レンタルの経費等）
- ② 災害対応車両の「輸送」に係る費用  
(平時の設置場所と被災地との往復輸送に係る経費等)
- ③ 災害対応車両の「工事」に係る費用（フェーズ切替えに伴う最低限の改修経費等）
- ④ 災害対応車両の活用の際に必要となる「土地の賃借」に係る費用（公有地を確保できず、民有地を利用する場合の土地借料等）
- ⑤ 災害対応車両を活用した「サービス（食事、洗濯、入浴）の対価」に係る費用
- ⑥ 災害対応車両の管理に係る「人件費」

※ 上記の経費を、国が重複して負担することは認められない（例えば、①災害対応車両のリース料に②以降の経費が包含されている場合、国による費用負担は①のみとなる）

※ 上記⑤の経費は、各サービスが被災者に「無償」で提供される場合に限る

※ 上記②には、次に掲げる経費が含まれる

- 災害対応車両の運搬・牽引に係る経費
- 積雪寒冷地への輸送に必要となる装備費（スタッドレスタイヤのレンタル費等）

※ 上記③には、次に掲げる経費が含まれる

- 電気、水道などの生活インフラとの接続・着脱工事費
- 原状回復工事費
- 解体・撤去費

※ 上記⑤には、次に掲げる経費が含まれる

- 食事の提供に要する費用（食材費、光熱水費、人件費等。これらを包含した金額として1食あたり単価が決まっている場合、当該単価に提供食数を乗じた金額）
- 洗濯機会の提供に要する費用（光熱水費、人件費等。これらを包含した金額として1利用あたり単価が決まっている場合、当該単価に利用人数を乗じた金額）
- 入浴機会の提供に要する費用（光熱水費、人件費等。これらを包含した金額として1利用あたり単価が決まっている場合、当該単価に利用人数を乗じた金額）

※ 上記⑥には、次に掲げる経費が含まれる

- 災害対応車両の管理要員等の人員費

## 12 様式【登録規程第13条関係】

登録規程に基づく様式は、次に掲げるとおりである。

書面による申請等に際しては、下記の様式を活用することとなる。

### (1) 登録規程第4条関係様式

- ① 災害対応車両新規登録申請書（第1号様式）
- ② 災害対応車両調整法人新規登録申請書（第2号様式）

### (2) 登録規程第5条関係様式

- ① 車両登録通知書（第3号様式）
- ② 法人登録通知書（第4号様式）

### (3) 登録規程第6条関係様式

- ① 車両登録拒否通知書（第5号様式）
- ② 法人登録拒否通知書（第6号様式）

### (4) 登録規程第7条関係様式

- ① 災害対応車両登録変更届出書（第7号様式）
- ② 災害対応車両調整法人登録変更届出書（第8号様式）

### (5) 登録規程第9条関係様式

- ① 車両登録取消通知書（第9号様式）
- ② 法人登録取消通知書（第10号様式）

### (6) 登録規程第10条関係様式

- ① 車両登録抹消通知書（第11号様式）
- ② 法人登録抹消通知書（第12号様式）

## ○内閣府告示第九十二号

災害対応車両等登録規程を次のように定める。

令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

### 災害対応車両等登録規程

(目的)

**第一条** この規程は、災害対応車両等の登録に関し必要な事項を定めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応車両の活用をもって、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全及び住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この規程において「災害対応車両」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全及び住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するために活用される車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽(けん)引している場合にあつては当該牽(けん)引されている車両を含む。以下同じ。）であつて、次のいずれかの用途に供されるものをいう。

一 避難所

二 応急仮設住宅

三 便所

四 次のいずれかのサービスを提供するもの

イ 炊き出し

ロ 洗濯

ハ 入浴

2 この規程において「登録災害対応車両」とは、次条第一項の規定による登録を受けた災害対応車両をいう。

3 この規程において「災害対応車両調整法人」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対応車両の配車調整等を行う法人をいう。

4 この規程において「登録災害対応車両調整法人」とは、次条第二項の規定による登録を受けた災害対応車両調整法人をいう。

(登録)

**第三条** 災害対応車両の所有者は、その所有する災害対応車両について、都道府県知事又は災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項に規定する救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）の要請に基づき、当該都道府県知事等に提供し得るものであることについて、この規程の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

2 災害対応車両調整法人は、都道府県知事等の要請に基づき、当該都道府県知事等に、その会員

が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行う法人であることについて、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

- 3 前二項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録期間満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

**第四条** 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 災害対応車両の所有者に関する情報として次に掲げるもの

- イ 商号、名称又は氏名及び住所並びに連絡先
- ロ 法人である場合においては、その役員の氏名
- ハ 地方公共団体である場合においては、地方公共団体の長の氏名及び担当部局名並びに連絡先
- ニ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- ホ 営業所又は事務所の名称及び所在地
- ヘ 災害対応車両の所有者が、その所有する災害対応車両に関連する事業の発達、改善及び調整に関する業務を実施する団体に加入している場合にあつては、その加入している団体の名称

二 災害対応車両に関する情報として次に掲げるもの

- イ 種別
- ロ 製造年月
- ハ 規格
- ニ 平時における設置場所及び用途
- ホ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に供される見込みの用途（第二条第一項各号に掲げるいずれかの用途をいう。）
- ヘ 過去の災害時における活動実績の有無及びその内容
- ト 災害対応車両の提供に係る対価
- チ 第六条第二項に規定する基準を上回る基準に適合する場合はその旨
- リ その他内閣総理大臣が別に定める事項

2 前条第二項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 商号又は名称及び住所並びに連絡先
- 二 役員の氏名
- 三 設立目的及び業務内容

#### 四 会員数

五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

六 営業所又は事務所の名称及び所在地

七 その他内閣総理大臣が別に定める事項

- 3 前条第一項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件として申請するものとする。
- 4 前条第二項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両（第六条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うことを条件として申請するものとする。
- 5 第一項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに第一項第二号に掲げる事項を証する書類としての災害対応車両の図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）及びその写真を添付するものとする。
- 6 第二項の申請書には、前条第二項の登録を受けようとする者が第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに定款その他当該団体の活動内容が分かる資料を添付するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の登録を受けようとする者に対し、第五項又は前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。

#### （登録の実施）

**第五条** 内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録の申請があったときは、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

- 2 内閣総理大臣は、前項の災害対応車両登録簿の作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって行うものとする。
- 3 登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、前項の電磁的記録により作成された災害対応車両登録簿を閲覧し、その登録されている事項を変更することができるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

#### （登録の拒否）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録を受けようとする災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否するものとする。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 第九条第一項（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
  - 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
  - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）
  - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - 六 法人であって、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
  - 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、第三条第一項の登録を受けようとする災害対応車両が、その機能を適切に発揮することを確保する観点から別に定める基準に適合しないと認められるときは、その登録を拒否するものとする。
  - 3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣は、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が抜けているときは、第三条第一項又は第二項の登録を拒否するものとする。
  - 4 内閣総理大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

- 第七条** 登録災害対応車両の所有者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。
  - 3 登録災害対応車両の所有者は、第四条第一項第二号に掲げる事項に変更があったときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、自ら災害対応車両登録簿を変更するものとする。
  - 4 登録災害対応車両の所有者は、その所有する登録災害対応車両について、売却その他の処分を行ったことにより、都道府県知事等に提供することが不可能となった場合には、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。
  - 5 登録災害対応車両調整法人は、第四条第二項に掲げる事項に変更があったときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、自ら災害対応車両登録簿を変更するものとする。
  - 6 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。
  - 7 登録災害対応車両調整法人は、解散その他の事由により消滅した場合など、都道府県知事等に、その会員が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行うことが不可能となった場

合には、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

8 第四条第五項又は第六項の規定は、第一項、第三項、第四項、第五項又は前項の規定による届出に準用する。

9 前各項に定めるもののほか、登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、毎年四月末日及び十月末日時点で、災害対応車両登録簿の記載内容を確認するものとする。

(災害対応車両登録簿の閲覧)

**第八条** 内閣総理大臣は、災害対応車両登録簿を関係者の閲覧に供するものとする。

(登録の取消し等)

**第九条** 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録災害対応車両に係る登録を取り消すことができるものとする。

一 登録災害対応車両の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

二 登録災害対応車両の所有者が第六条第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

三 登録災害対応車両が第六条第二項に規定する基準に適合しないこととなったとき。

四 登録災害対応車両の所有者に、この規程に違反するなどの不正な行為があったと認められるとき。

五 その他登録災害対応車両の所有者の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録災害対応車両調整法人に係る登録を取り消すことができるものとする。

一 登録災害対応車両調整法人が不正の手段により第三条第二項の登録を受けたとき。

二 登録災害対応車両調整法人が第六条第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

三 登録災害対応車両調整法人に、この規程に違反するなどの不正な行為があったと認められるとき。

四 その他登録災害対応車両調整法人の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

3 第六条第四項の規定は、前二項の規定による処分をした場合について準用する。

(登録の抹消)

**第十条** 内閣総理大臣は、第三条第三項の規定により登録がその効力を失ったとき、第七条第四項若しくは第七項の規定による届出があったとき又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

(災害対応車両の提供に係る手続)

**第十一条** 都道府県知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対応車両の提供を必要とする場合には、災害対応車両登録簿を参照し、提供の可否、期間、費用その他の必要な事項について、登録災害対応車両の所有者又は登録災害対応車両調整法人と調整を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、地域における被災状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、都道府県知事等又は登録災害対応車両の所有者若しくは登録災害対応車両調整法人に対し、災害対応車両の

提供先となる都道府県知事等を変更することについて、調整を行うよう求めることができるものとする。

- 3 前項の求めを受けた都道府県知事等又は登録災害対応車両の所有者若しくは登録災害対応車両調整法人は、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。
- 4 登録災害対応車両の所有者は、その所有する登録災害対応車両を都道府県知事等に提供した場合は、遅滞なく、自ら災害対応車両登録簿を更新し、その旨を表示するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、災害救助法の定めるところにより、災害対応車両の提供を受けた都道府県知事等が支弁した費用について、負担する。

(報告徴収)

**第十二条** 内閣総理大臣は、災害対策の実施に際し必要があると認めるときは、登録災害対応車両の所有者に対し、その所有する登録災害対応車両に関し報告を求めることができる。

(様式)

**第十三条** 第四条第一項及び第二項の申請書、第五条第四項及び第六条第四項の通知、第七条第一項、第三項、第四項、第五項及び第七項の届出の様式は、内閣総理大臣が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

## 欠格事由に該当しないことの誓約書

当社及び当社の業務を行う役員は、告示、災害対応車両等登録規程に関する第六条第一項に規定する欠格事由に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

名称

代表者氏名

## 「災害対応車両」新規登録申請書

年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○ 殿

車両所有者の商号又は名称(各省庁名又は自治体名)

代表者の氏名

(個人の場合)氏名

災害対応車両等登録規程第4条第1項に基づき、災害対応車両の登録を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 車両の種別	
2 車両ナンバー 又は製造番号	
3 車両の所在地	
4 車両の現在の利用用途	
5 災害時の対応可能地域	
6 災害時に支援可能な用途	<input type="checkbox"/> 避難所 <input checked="" type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 入浴
7 備考	
※受付欄	
年 月 日	申請受理者
第 号	

## 車両所有者の概要

**【1. 車両所有者】**

【商号、名称又は氏名のフリガナ】

【商号、名称又は氏名】

【役職及び代表者氏名のフリガナ】

【役職及び代表者氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【法人番号】 ※13桁番号 任意記入

【ホームページURL】

**【2. 担当者】 ※問合せ先**

【営業所又は事務所名称のフリガナ】

【営業所又は事務所名称】

【担当部署及び担当者氏名のフリガナ】

【担当部署及び担当者氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【メールアドレス】

【問い合わせ対応時間】

**【3. 車両所有者が未成年者である場合の法定代理人】**

【商号又は名称のフリガナ】

【商号又は名称】

【代表者氏名のフリガナ】

【代表者氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

**【4. 業界団体等への加盟の有無】** 加盟あり       加盟なし

【商号又は名称のフリガナ】

【商号又は名称】

**【5. 災害対応車両等登録規程第四条第三項に規定する条件への承諾】** 承諾する       承諾しない

災害対応車両等登録規程第四条第三項(抜粋)

災害が発生し、又は発生する恐れがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件として申請するものとする。

**【6. 自治体との協定締結】** あり       なし

車両に関する基本事項

<b>【1. 種別】</b>
<b>【2. 車両ナンバー又は製造番号】</b>
<b>【3. 車検証記載の登録年月または、車検証がない場合は製造年月】</b>
<b>【4. 規格】</b>
<b>【5. 現在の利用状況】</b> <input type="checkbox"/> 問い合わせ可能 <input type="checkbox"/> 問合せ対応中 <input type="checkbox"/> 問い合わせ不可 <input type="checkbox"/> 災害対応中
<b>【6. 平時の利用用途】</b>
<b>【7. 平時における設置場所(住所)】</b>
<b>【8. 車検満了日】</b> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<b>【9. 道路運送車両法の基準緩和の要否】</b> <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
<b>【10. 車両自賠責保険以外の任意保険等の加入の有無】</b> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 保険名称:
<b>【11. 災害時の対応可能地域】</b>
<b>【12. 災害時の活動実績】</b> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<b>【13. 追加申告欄】</b>

## 避難所に関する自己申告事項

<b>【1. 面積及び利用可能人数】</b>	
面積(m <sup>2</sup> )	
利用可能人数	
<b>【2. トイレの有無及びし尿処理装置の有無並びにし尿処理方法】 ※下水道処理、汲み取り、循環型等</b>	
トイレ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
し尿処理装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 し尿処理方法:
<b>【3. 入浴設備】</b>	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
詳細:	
<b>【4. キッチン設備】</b>	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
<b>【5. テレビ】</b>	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
<b>【6. 電子レンジ】</b>	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
<b>【7. ペットの受入れ】</b>	
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
<b>【8. 寒冷地対応】 ※配管保温の処理/スノータイヤ所持/積雪耐荷重/断熱数値/等</b>	
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
詳細:	
<b>【9. 車いす対応の可否】 ※室内段差無し、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ設置等</b>	
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
<b>【10. 車両の管理に必要な人員】</b>	
<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
管理内容:	
<b>【11. サービス提供に係る対価】</b>	
<input type="checkbox"/> レンタル	円/日
<b>【12. その他追加申告欄】</b>	

## 応急仮設住宅に関する自己申告事項

<b>【1. 階数】</b>		
<input type="checkbox"/> 平屋建て	<input type="checkbox"/> 2階建て	
<b>【2. 対応戸数】</b>		
<input type="checkbox"/> 20㎡以上～25㎡未満	戸	
<input type="checkbox"/> 25㎡以上～30㎡未満	戸	
<input type="checkbox"/> 30㎡以上～40㎡未満	戸	
<input type="checkbox"/> 40㎡以上～50㎡未満	戸	
<input type="checkbox"/> 60㎡以上～70㎡未満	戸	
<b>【3. 車いす対応の可否】 ※室内段差無し、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ設置等</b>		
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
<b>【4. UA値(外皮平均熱還流率)】 ※UA値=0.46W/㎡・K以下が望ましい</b>		
W/㎡・K		
<b>【5. 積雪寒冷地の積雪耐荷重】</b>		
cm		
<b>【6. 雨どいの有無】</b>		
雨どいの有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
取り付け可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
<b>【7. 温水洗浄便座の有無】</b>		
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
<b>【8. 掃き出し窓の有無】</b>		
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
<b>【9. 濡れ縁の有無】</b>		
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
<b>【10. サービス提供に係る対価】</b>		
<input type="checkbox"/> レンタル	円/日	
<b>【11. その他追加申告欄】</b>		

## 便所に関する自己申告事項

<b>【1. 快適トイレの推進する仕様、付属品への適合】</b>	
<input type="checkbox"/> 室内寸法900mm×900mm以上	<input type="checkbox"/> 擬音装置 <input type="checkbox"/> 着替え台
<input type="checkbox"/> 臭気対策機能の多重化	<input type="checkbox"/> 窓など室内温度の調整が可能な設備
<input type="checkbox"/> 小物置き場等	
<b>【2. 快適トイレ標準仕様⑦⑧⑨⑩⑪を、災害派遣時に適合させる意思の有無及びその対応方法】</b>	
⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩(鏡) <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/>	
対応方法:	
<b>【3. 女性用トイレ以外におけるサニタリーボックス設置の有無】</b>	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<b>【4. 個室数】</b>	
男性用	室
女性用	室
バリアフリー用	室
<b>【5. 小便器及び大便器の台数】</b>	
小便器	台
大便器	台
<b>【6. 温水洗浄便座】</b>	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<b>【7. 外部電源の必要有無及び必要電気容量】</b>	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
詳細:	
<b>【8. し尿処理装置の有無並びにし尿処理方法】 ※下水道処理、汲み取り、循環型等</b>	
し尿処理装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
し尿処理方法:	
<b>【9. し尿貯留タンク容量】</b>	
し尿貯留容量	リットル
<b>【10. 給水タンク容量・必要洗浄流量】水洗以外の場合 計算式</b>	
給水タンク容量	リットル
必要洗浄水量	リットル/回
<b>【11. 地面からトイレ室までの高さ】</b>	
c m	
<b>【12. オストメイト対応の可否】</b>	
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
<b>【13. 車いす対応の可否】 ※室内段差無し、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ設置等</b>	
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
<b>【14. 寒冷地対応】 ※配管保温の処理/スノータイヤ所持/積雪耐荷重/断熱数値/暖房便座/等</b>	
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
詳細:	
<b>【15. 車両の管理に必要な人員】</b>	
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
管理内容:	
<b>【16. サービス提供に係る対価】</b>	
<input type="checkbox"/> レンタル	円/日
<b>【17. その他追加申告欄】 ※ISO19026への適合、便座の高さ、その他の機能性等</b>	

炊き出しに関する自己申告事項

<b>【1. 災害対応車両のみを提供することの可否及び車両の管理に必要な人員の要否並びに管理方法】</b>		
提供の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
管理人員の要否	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
管理内容:		
<b>【2. 提供可能な食数】 合計数(1日当たりの合計数)</b>		
食数		
<b>【3. 提供可能なメニュー】 提供可能なメニュー全て</b>		
<b>【4. 車両における食品ストック】</b>		
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
<b>【5. 調理熱源エネルギー】</b>		
<input type="checkbox"/> 自動車燃料	<input type="checkbox"/> LPガスボンベ	<input type="checkbox"/> 発電機
<input type="checkbox"/> ポータブル電源	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル	<input type="checkbox"/> その他
<b>【6. 寒冷地対応】 ※配管保温の処理/スノータイヤ所持/等</b>		
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
詳細:		
<b>【7. サービス提供に係る対価】</b>		
<input type="checkbox"/> 一食当たり	円/食	
<input type="checkbox"/> 車両レンタル	円/日	
<b>【8. その他追加申告欄】</b>		

## 洗濯に関する自己申告事項

<b>【1. 洗濯機の設置台数と容量】</b> 設置している洗濯機について、すべて記載する				
台目	台目	台目	台目	台目
kg	kg	kg	kg	kg
<b>【2. 乾燥機の設置台数と容量】</b> 設置している乾燥機について、すべて記載する				
台目	台目	台目	台目	台目
kg	kg	kg	kg	kg
<b>【3. 洗濯物のたたみスペース】</b>				
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
<b>【4. 待合スペース】</b>				
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
<b>【6. 洗剤及び柔軟剤の自動投入機能】</b>				
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
<b>【8. 熱源供給エネルギー】</b>				
<input type="checkbox"/> 発電機	<input type="checkbox"/> ポータブル電源			
<input type="checkbox"/> 太陽光パネル	<input type="checkbox"/> LPガスボンベ	<input type="checkbox"/> その他		
<b>【9. 衣類乾燥機の熱源タイプ】</b>				
<input type="checkbox"/> 電気式	<input type="checkbox"/> ガス式			
<b>【10. 排水ランドリートラップ】</b>				
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし			
<b>【11. 冷暖房設備】</b>				
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし			
<b>【12. 監視カメラ】</b>				
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし			
<b>【13. 車いす対応の可否】</b> ※室内段差無し、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ設置等				
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可			
<b>【14. 寒冷地対応】</b> ※配管保温の処理/スノータイヤ所持/積雪耐荷重/断熱数値/等				
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可			
詳細:				
<b>【15. 車両の管理に必要な人員】</b>				
<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要			
管理内容:				
<b>【16. サービス提供に係る対価】</b>				
<input type="checkbox"/> レンタル	円/日			
<b>【18. その他追加申告欄】</b> 洗剤及び柔軟剤の種類(自然由来のものである旨)等				

## 入浴に関する自己申告事項

<b>【1. シャワールの設置数】</b>
台
<b>【2. 浴槽の設置数】</b>
台
<b>【3. 熱源供給エネルギー】</b>
<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ポータブル電源 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル <input type="checkbox"/> LPガスボンベ <input type="checkbox"/> その他
<b>【4. 暖房設備】</b>
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<b>【5. 車いす対応の可否】</b> ※室内段差無し、谷間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ設置等
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
<b>【6. 寒冷地対応】</b> ※配管保温の処理/スノータイヤ所持/積雪耐荷重/断熱数値/等
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 詳細:
<b>【7. 車両の管理に必要な人員】</b>
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 管理内容:
<b>【8. サービス提供に係る対価】</b>
<input type="checkbox"/> レンタル                              円/日 <input type="checkbox"/> 販売                                      円(災害救助費の対象外)
<b>【9. その他追加申告欄】</b>

# 「災害対応車両」登録変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○ 殿

車両所有者の商号又は名称(各省庁名又は自治体名)

代表者の氏名

(個人の場合)氏名

災害対応車両等登録規程第7条第1項に基づき、登録災害対応車両の変更を届出します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

変更項目	変更前	変更後	変更年月日

※受付欄

年 月 日	申請受理者
第 号	

「災害対応車両調整法人」新規登録申請書

年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○ 殿

商号又は名称

代表者の氏名

災害対応車両等登録規程第4条第2項に基づき、災害対応車両調整法人の登録を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 災害時に支援可能な用途	<input type="checkbox"/> 避難所 <input checked="" type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 入浴
2 災害時の対応可能地域	
3 加盟企業数	
4 登録車両台数	
5 備考	

※受付欄	
年 月 日	申請受理者
第 号	

法人の概要

<b>【1. 法人】</b>
【商号又は名称のフリガナ】 【商号又は名称】
【代表者氏名のフリガナ】 【代表者氏名】
【郵便番号】 【住所】
【電話番号】
【法人番号】 ※13桁番号 任意記入
【ホームページURL】
<b>【2. 担当者】 ※問合せ先</b>
【営業所又は事務所名称のフリガナ】 【営業所又は事務所名称】
【担当部署及び担当者氏名のフリガナ】 【担当部署及び担当者氏名】
【郵便番号】 【住所】
【電話番号】 【メールアドレス】 【問い合わせ対応時間】
<b>【3. 未成年者である場合の法定代理人】</b>
【商号又は名称のフリガナ】 【商号又は名称】
【代表者氏名のフリガナ】 【代表者氏名】
【郵便番号】 【住所】
【電話番号】
<b>【4. 災害対応車両等登録規程第四条第四項の真摯に配車調整等を行うことへの承諾】</b>
<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない
災害対応車両等登録規程第四条第四項(抜粋) 災害が発生し、又は発生する恐れがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両(第六条第二項に規定する基準に適合するものに限る。)を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うことを条件として申請するものとする。
<b>【5. 設立目的及び業務内容】</b>
設立目的: _____ 業務内容: _____

用途別 法人に関する事項

<b>【1. 会員数】</b>
社
<b>【2. 配車調整が可能な概ねの車両台数】 ※災害支援意思のある車両数</b>
台
<b>【3. 災害時の対応可能地域】</b>
<b>【4. 災害時の活動実績】</b>
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<b>【5. 自治体との協定締結】</b>
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<b>【6. その他追加申告欄】</b>

# 「災害対応車両調整法人」登録変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○ 殿

商号又は名称

代表者の氏名

災害対応車両等登録規程第7条第3項に基づき、登録災害対応車両調整法人の変更を届出します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

変更項目	変更前	変更後	変更年月日

※受付欄	
年 月 日	申請受理者
第 号	

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両」登録通知書

(法人名)  
(役職)  
(氏名) 殿

申請のあった災害対応車両の登録について、災害対応車両等登録規程(告示)により、次のとおり登録することを決定しましたので通知します。

1 車両の登録ID番号	
2 車両の種別	
3 車両ナンバー または製造番号	
4 災害時に支援可能な用途	
5 登録の有効期限	
6 登録の条件	本登録を受けた者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討すること。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

〇〇 〇〇

(公印省略)

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両調整法人」登録通知書

(法人名)

(役職)

(氏名)

殿

申請のあった災害対応車両の配車調整等を行う法人の登録について、災害対応車両等登録規程(告示)により、次のとおり登録することを決定しましたので通知します。

1 法人の登録ID番号	
2 法人名	
3 災害時に支援可能な用途	
4 登録の有効期限	
5 登録の条件	本登録を受けた者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うこと。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

〇〇 〇〇

(公印省略)

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両」登録拒否通知書

(法人名)  
(役職)  
(氏名) 殿

申請のあった災害対応車両の登録について、災害対応車両等登録規程(告示)第6条により、次のとおり登録することを拒否しましたので通知します。

1 車両の種別	
2 車両ナンバー または製造番号	
3 登録拒否の理由	
4 備考	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 〇〇 〇〇  
(公印省略)

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両調整法人」登録拒否通知書

(法人名)  
(役職)  
(氏名) 殿

申請のあった災害対応車両調整法人の登録について、災害対応車両等登録規程(告示)第6条により、次のとおり登録することを拒否しましたので通知します。

1 法人名	
2 登録拒否の理由	
3 備考	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 〇〇 〇〇  
(公印省略)

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両」登録取消通知書

(法人名)所持  
(役職)  
(氏名) 殿

登録災害対応車両について、災害対応車両等登録規程(告示)第9条により、次のとおり登録を取消しましたので通知します。

1 車両の登録ID番号	
2 車両の種別	
3 車両ナンバー または製造番号	
4 登録取消の理由	
5 備考	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 〇〇 〇〇  
(公印省略)

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両調整法人」登録取消通知書

(法人名)

(役職・氏名)

殿

登録災害対応車両調整法人について、災害対応車両等登録規程(告示)第9条により、次のとおり登録を取消しましたので通知します。

1 法人登録のID番号	
2 法人名	
3 登録取消の理由	
4 備考	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

〇〇 〇〇

(公印省略)

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両」登録抹消通知書

(法人名)  
(役職)  
(氏名) 殿

登録災害対応車両について、災害対応車両等登録規程(告示)第10条により、次のとおり登録を抹消しましたので通知します。

1 車両の登録ID番号	
2 車両の種別	
3 車両ナンバー または製造番号	
4 登録抹消の理由	
5 備考	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 〇〇 〇〇  
(公印省略)

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇 号

## 「災害対応車両調整法人」登録抹消通知書

(法人名)

(役職・氏名)

殿

登録災害対応車両調整法人について、災害対応車両等登録規程(告示)第10条により、次のとおり登録を抹消しましたので通知します。

1 法人の登録ID番号	
2 法人名	
3 登録取消の理由	
4 備考	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

〇〇 〇〇

(公印省略)